

●香川県告示第185号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

琴平町

2 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 琴平町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和61年12月23日から平成32年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

該当なし

(2) 使用の部分

平成19年3月30日香川県告示第178号の事業地のうち、榎井字横瀬、五条字慶納及び琴平字川東地内において事業地を変更する。